（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　前項の設計図書に明示されていないものがある場合には、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。

３　受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する履行期間において、設計図書により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、設計図書に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、発注者は、履行が完了した部分に係る業務委託料を支払う。

４　業務方法その他業務を履行するための方法（以下「履行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了（目的物の引渡しを含む。以下同じ。）するために必要な一切の手段は、受注者がその責任において定める。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

13　受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

　（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（関連業務の調整）

第３条　発注者は、受注者の履行する業務及び発注者の発注に係る第三者の履行する他の業務等が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う業務等の円滑な履行に協力しなければならない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者がこの契約を履行しないこととなるおそれがなく保証を付することを要しないと発注者が認めるときは、この限りでない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

⑷　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

⑸　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第６条　受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第７条　この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、当該損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものは、発注者が負担する。

（管理技術者等）

第８条　発注者が設計図書により管理技術者及び関係法令の規定による技術者（以下「管理技術者等」という。）を求めたとき又は自ら受注者が管理技術者等を定める必要があるときは、管理技術者等の届を発注者に提出しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。この場合において、発注者が必要と認めるときは、受注者に対して管理技術者等の選任について報告を求めることができる。

２　管理技術者等は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

（履行報告）

第９条　発注者は、必要と認めるときは、管理技術者等に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（契約内容の変更等）

第10条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

２　前項の規定により業務委託料及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

第11条　特別な要因により、履行期間内に日本国内において賃金水準、物価水準又は主要な材料の価格に著しい変動を生じ、業務委託料が不適当となったときは、発注者又は受注者は、業務委託料の変更を請求することができる。

２　予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。

３　前２項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

４　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項又は第２項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更等）

第12条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

（契約保証金の変更等）

第13条　前３条の規定により契約内容を変更する場合において、業務委託料が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、発注者が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、発注者は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、更に納入を要しない。

⑴　既納保証金が、変更後の業務委託料の10分の１以上あるとき。

⑵　検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の業務委託料から検査に合格した履行部分に対する業務委託料相当額を控除した額の10分の１以上あるとき。

３　発注者は、受注者が契約の履行を全て完了し、第19条の規定により業務委託料を請求したとき又は第21条、第22条、第23条、第25条若しくは第26条の規定により契約を解除されたときは、受注者の請求に基づき、30日以内に契約保証金を返還する。

４　契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

（検査）

第14条　受注者は、設計図書により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、発注者に対して完了届（完了報告書等を含む。以下「完了届」という。）を提出して検査を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月１回提出することを指示することができる。

３　発注者は、完了届を受理したときは、その日から10日以内に、提出された成果品について検査を実施し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

４　受注者は、第２項の指示を受けたときは、当月分の完了届を発注者に提出するとともに、必要に応じて、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を発注者に提示して検査を受けなければならない。

５　受注者は、あらかじめ指定された日時において、第１項の検査に立ち会わなければならない。

６　受注者は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

７　受注者は、第１項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

（再履行）

第15条　発注者は、受注者が前条第１項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を指示することができる。

２　受注者は、前項の規定により再履行を指示されたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

３　前条第３項から第７項までの規定は、前項の検査に準用する。

（発注者の代位執行）

第16条　受注者が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、発注者の執行により受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わない。

（指定期日の延期等）

第17条　受注者は、設計図書により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に発注者に対して指定期日の延期を申し出なければならない。

２　前項の規定による申出があった場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、指定期日の延期を認めることができる。

（遅延違約金）

第18条　受注者の責に帰すべき理由により、設計図書により指示された業務を履行期限までに終了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

２　前項の遅延違約金の額は、履行期限の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下次条、第30条及び第31条において同じ。）を乗じて計算した額とする。

３　第15条第１項に規定する再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、受注者は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

４　前２項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（業務委託料の支払い）

第19条　受注者は、第14条又は第15条の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、受注者から第１項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者は、前項の期間内に業務委託料を支払わないときは、受注者に対し、業務委託料に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第20条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

　⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

　⑵　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第１項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

　⑶　受注者が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

　⑷　受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

（発注者の任意解除権）

第21条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第22条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

⑵　履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

⑶　正当な理由なく、第32条の履行の追完がなされないとき。

⑷　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第23条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第５条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

⑵　この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

⑶　受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

⑸　契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

⑻　第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団若しくは暴力団に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条　第22条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第25条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第26条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第10条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

⑵　第10条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の５（履行期間の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が業務の内容の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務の内容が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第27条　第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（長期継続契約の解除）

第28条　発注者及び受注者は、長期継続契約について、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　契約を解除しようとする日が履行期間の２分の１を経過し、かつ、当該日の４月前までに解除を申し出たとき（ただし、当該契約に当該契約解除の規定が含まれていない場合を除く。）。

⑵　契約に係る歳入歳出予算の額に減額又は削減があったとき。

⑶　契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る。）。

２　発注者及び受注者は、前項の規定により契約が解除された場合においては、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。ただし、前項第２号によるリース契約の解除については、この限りでない。

（契約解除に伴う措置）

第29条　契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、受注者と協議の上、当該部分を発注者の所有とすることができるものとし、発注者は当該履行完了部分に対する業務委託料を支払うものとする。

２　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

３　契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所に搬出することをいう。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

５　第２項及び第３項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第22条又は第23条の規定によるときは発注者が定め、第21条、第25条又は第26条の規定によるときは発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第30条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　履行期間内に業務を完了することができないとき。

⑵　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号のいずれかに該当するとき、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わければならない。

⑴　第22条又は第23条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

⑵　成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項第２号の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

６　第２項の場合（第23条第７号及び第９号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充てることができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第31条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第19条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第32条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

　⑴　履行の追完が不能であるとき。

　⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　⑶　成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第33条　発注者は引き渡された成果物に関し、引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任は負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

７　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

８　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

９　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第34条　受注者は、契約の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び那須烏山市個人情報保護法施行条例（令和５年３月那須烏山市条例第23号）を遵守しなければならない。

（その他）

第35条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（最終改正　令和５（2023）年４月１日）